

令和 4 年 2 月 3 日

各 位

東京都飲食業生活衛生同業組合  
理 事 長 原 田 啓 助

## 事業復活支援金の申請

経済産業省は、新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少した中小企業向けに新設した「事業復活支援金」の申請受付を始めました。

「事業復活支援金」の概要は次のとおりです。詳細は、別添の「事業復活支援金(リーフレット)」又は事業復活支援金事務局ホームページでご確認ください。

URL : <https://jigyou-fukkatsu.go.jp/>

### 1 申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

### 2 給付対象

①と②を満たす中小法人・個人事業者

① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、  
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して  
50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

### 3 給付額

① 中小法人等 上限最大250万円

② 個人事業者等 上限最大 50万円

③ 給付額 基準期間(注)の売上高－対象月の売上高×5か月分

(注)2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～  
2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

#### 4 申請方法

##### ① パソコンでの申請が難しいと感じる組合員

- ・別添の「事業復活支援金等専門家(行政書士)支援申込書」を全国生活衛生同業組合中央会あて FAX (FAX 番号:03-5777-0342) し、専門家(行政書士)を依頼する。
- ・パソコンでの申請などを行政書士と一緒に手伝いする。
- ・支援はすべて無料(ただし、すべて委任すると有料の場合あり)。

##### ② パソコンでの申請が問題ないと感じる組合員

- ・申請から支給までの流れは別紙のとおり。
- ・支援金申請サイトに仮登録し、「申請 ID」の発行を受けたら、登録確認機関である組合に「事前確認」を依頼する。これまでに「一時支援金」又は「月次支援金」の申請を行い受給した組合員の場合は、その際の手前確認 ID が使えるので、事前確認の必要はない。

#### 5 組合における事前確認

- ・専門家(行政書士)に依頼した場合は、担当行政書士が事前確認するので、組合での事前確認は不要。
- ・パソコンで申請した組合員について、組合が事前確認する。
- ・当面本部事務局で事前確認するが、申請数に応じて各支部に事前確認の手続きを依頼する。具体的な手続きについては、追って連絡する。